

2018年9月5日

フィットネスクラブ ティップネス
ティップネス・キッズ
ティップ. クロス TOKYO
ティップネス丸の内スタイル
ティップネス日本橋スタイル
リベリー
FASTGYM24
HOTLUX
会員各位

株式会社ティップネス

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃よりティップネス各店をご利用いただき厚く御礼申し上げます。
この度、2016年4月の消費税法改正(2019年10月1日から税率10%)に則り、
弊社における消費税の取扱いにつきまして、下記の通り対応させていただき運びとなりました。
内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

実施時期:2019年10月度対象分より

現 行:税抜価格+消費税8%

改正後:税抜価格+消費税10%

※月会費、登録料、プライベートロッカー、各種オプション料金(水素水を除く)、パーソナルトレーニング
有料スクール、エステ、マッサージ、イベント、商品等の全ての付帯料金にも適用されます。

【一年一括払いの取扱いについて】

一年一括払いの更新・ご契約希望のお客様は

2019年9月度会費までは8%、10月度以降は10%の消費税をお預かりする事となります。

※プライベートロッカー、各種オプション料金(水素水除く)、WELBOXおよび他の一括払いにつきましても
同様に適用させていただきます。

※増税時期が延期になるなど消費税法が改正された場合には次年度分に充当させていただきます。

※金額の詳細につきましては店舗フロントで個別にご案内いたします。

以上

「消費税法改正の対応に関するお知らせ」です。

This is a news about correspondence of a consumption tax law change.